

平成 28 年 11 月 17 日
株式会社 東京金融取引所

約定取消制度の変更について

平素は、当社市場の運営に関し、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

今般、約定取消制度を拡充し、市場参加者等の過誤のある注文により成立した取引について取消の対象とすることを検討しています。
施行予定日は、平成 29 年 3 月を目途にしています。

本件に係る制度要綱（案）は、別紙の通りです。

約定取消制度の変更について(案)

平成 28 年 11 月 17 日
株式会社東京金融取引所

1. 趣旨

一度成立した取引は、市場の安定性の観点から、原則として取り消されるべきものではないが、取引が市場実勢から著しく乖離した価格で成立した等の場合は、市場に混乱を招き、本取引所の開設する市場の信頼性が損なわれる事態となり得る。

本取引所は、現在、取引所システムの稼働に支障が生じた場合において本取引所の諸規則その他市場秩序に関する決定事項に抵触する市場デリバティブ取引が成立した場合、または天災地変その他のやむを得ない理由により本取引所のシステム上の約定記録が消失した場合に限り、取引の取消しを認めている。

今般、現行制度施行後の環境変化を考慮し、市場参加者等の過誤のある注文により成立した取引についても取消の対象とすることとし、約定取消制度を拡充する。

項目	内容	備考
1. 基本的な考え方	<ul style="list-style-type: none">一度成立した取引は、市場の安定性の観点から、原則として取り消されるべきものではない。ただし、取引所システムの稼働に支障が生じた場合及び市場参加者等の過誤のある注文により、本来約定されるべきではない取引が成立する場合も考えられ、その結果、市場が著しく混乱し、本取引所市場の信頼性が損なわれるおそれがある。このような状況を想定し、本取引所は、市場デリバティブ取引を公正かつ円滑ならしめるため、本来約定されるべきではない取引を取り消す等の措置を行うことができることとしている。	
2. 取消の措置	<p>(現行の約定取消制度)</p> <ul style="list-style-type: none">本取引所は、取引所システムの稼働に支障が生じた場合において、本取引所の諸規則その他市場秩序に関する決定事項に抵触する市場デリバティブ取引が成立したときは、当該市場デリバティブ取引を取り消すこと及びこれに伴う所	

	<p>要の措置を行うことができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 本取引所は、天災地変その他のやむを得ない理由により本取引所のシステム上の約定記録が消失した場合において、その記録を復元することが困難であると認めるときは、当該消失した約定記録に係る市場デリバティブ取引を取り消すことができる。 <p>(追加する約定取消制度)</p> <ul style="list-style-type: none"> 本取引所は、過誤のある注文により取引が成立した場合において、約定価格が市場実勢から著しく乖離する等により、本取引所の市場が混乱するおそれがあり、市場の秩序維持のために本取引所が必要と認めるときは、当該市場デリバティブ取引を取り消すこと及びこれに伴う所要の措置を行うことができる。 	
3. 申し出の手続き	<ul style="list-style-type: none"> 取引参加者からの約定取消の申し出は、取引成立時から 10 分以内に行うものとする。 	<ul style="list-style-type: none"> 約定取消の申し出は、取引参加者のみが申し出ることができる。
4. 過誤のある注文の公表	<ul style="list-style-type: none"> 本取引所は、過誤のある注文が執行された場合、当該注文に係る取引の種類、その他の本取引所が必要と認める事項を公表する。 	<ul style="list-style-type: none"> 取消しは、当該過誤のある注文について公表した後に行うものとする。
5. 取消の決定	<ul style="list-style-type: none"> 本取引所は、取引参加者からの申し出を受けた場合は、その申し出から 60 分以内を目途に、約定取消の実施の要否を決定する。 	
6. 取引の責任	<ul style="list-style-type: none"> 本取引所は、故意重過失がない限り、約定取消により取引参加者又は第三者が損害を受けることがあっても、これを賠償する責めに任じない。 過誤のある注文を執行した取引参加者は、故意重過失がない限り、約定取消により取引参加者又は第三者が損害を受けることがあっても、これを賠償する責めに任じない。 	<ul style="list-style-type: none"> 約定取消について、業務規程及び口座設定約諾書に、左記の免責事項を定めている。
7. 二次取引への対応	<ul style="list-style-type: none"> 約定取消の対象となった取引から派生する二次取引については、本取引所市場に与える影響が極めて多大であるため、原則として、約定取消を行わない。 	<ul style="list-style-type: none"> スプレッド取引として約定したときにおいて、一方の約定が取消されたときの他方の約定など。

8. 手数料	<ul style="list-style-type: none">・約定取消の申請等にかかる手数料は、以下のとおりとする。 <p>約定取消が行われた取引数量に、定率手数料の徴収標準率の2倍を乗じて算出される金額とし、これが10万円に満たない場合は、10万円とする。</p>	<ul style="list-style-type: none">・約定取消にあたり、取引参加者の不注意又は怠慢な取引等、信義則に反する行為が原因である場合には、過怠金の賦課など、処分の対象となることがある。
--------	---	---